

特定信書便事業の現況について

「民間事業者による信書の送達に関する法律」（信書便法）が、平成15年4月1日に施行され、5年半が経過。

この間、「一般信書便事業」への参入はないものの、「特定信書便事業」への参入は着実に増加。

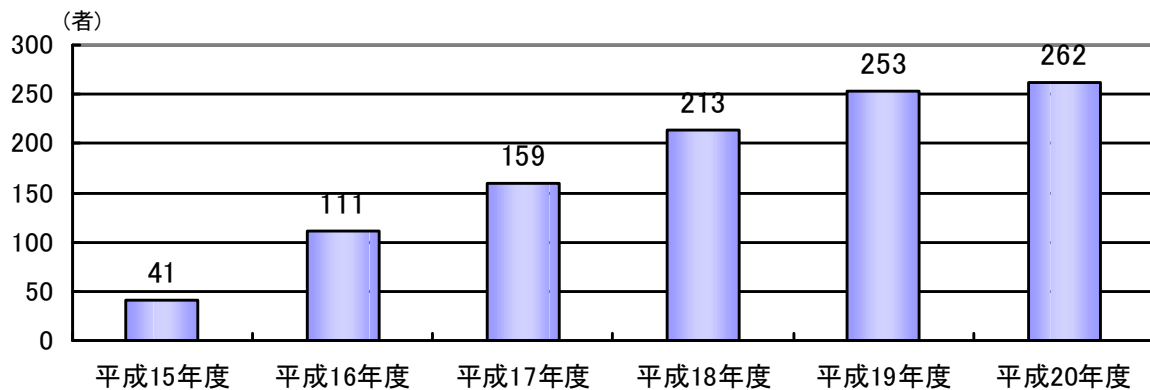
平成20年9月1日現在（取扱実績については平成20年3月31日現在）の特定信書便事業への参入実績等は次のとおり。

I 特定信書便事業への参入状況

1 特定信書便事業への参入事業者数の推移

(1) 平成20年9月1日現在で262者が参入。平成15年度から19年度までの5年間の平均参入事業者数は概ね50者と着実に増加（図表1-1-1）。

図表 1-1-1 特定信書便事業への参入事業者数の推移（年度別）

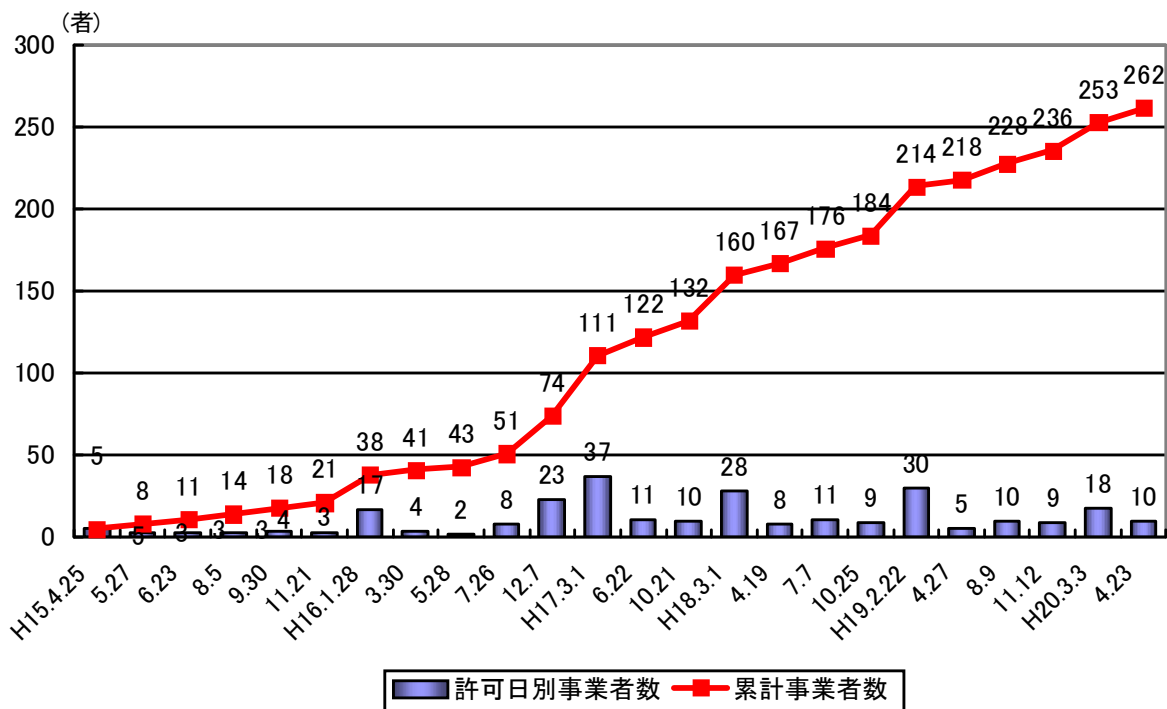


	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
新規参入事業者数	42	70	49	58	42	10*
事業廃止事業者数	1	0	1	4	2	1
参入事業者数	41	111	159	213	253	262

※平成20年度の新規参入事業者数は9月1日現在の数値。

(2) 平成16年度以後、新規参入は3月頃に集中する傾向。これは、年度末に地方公共団体が実施する公文書等集配業務委託の入札参加を目的として許可を取得する事業者が多いため(図表1-1-2)。

図表 1-1-2 特定信書便事業への参入事業者数の推移 (許可日別)



(3) これまで任意清算や破産、合併等により9者が事業を廃止。

2 地域別参入状況

- (1) 参入事業者262者を本社所在地別で見ると、東京都に本社を置く事業者が50者、大阪府は30者と両都府で80者、全国に占める割合は31%と大都市で多くの事業者が参入。一方、特定信書便事業者の本社が所在しない県は47都道府県中7県のみとなっている(図表1-2-1)。

図表1-2-1 参入事業者の内訳(本社所在地別)

都道府県	参入者数	都道府県	参入者数	都道府県	参入者数
北海道	12	長野	3	岡山	5
青森	2	富山	3	広島	12
岩手	0	石川	3	山口	1
宮城	1	福井	3	徳島	0
秋田	2	岐阜	3	香川	0
山形	1	静岡	5	愛媛	2
福島	1	愛知	15	高知	0
茨城	1	三重	3	福岡	18
栃木	0	滋賀	1	佐賀	9
群馬	0	京都	3	長崎	2
埼玉	14	大阪	30	熊本	4
千葉	1	兵庫	9	大分	3
東京	50	奈良	2	宮崎	3
神奈川	17	和歌山	2	鹿児島	6
山梨	0	鳥取	1	沖縄	4
新潟	3	島根	2	全国	262

- (2) 全国又は複数都道府県を提供区域とする事業者が98者(37%)。

役務別に見ると、全国又は複数都道府県を提供区域とする事業者の割合は3号役務で多い(55%)。一方、1号役務と2号役務は、本社所在地と同一の都道府県内を提供区域とする事業者の割合が多い(69%、94%)(図表1-2-2)。

※1号役務=90cm/4kg超の役務、2号役務=3時間以内の送達の役務、3号役務=1,000円超の料金の役務(以下、同じ。)

図表1-2-2 参入事業者の内訳(提供区域別)

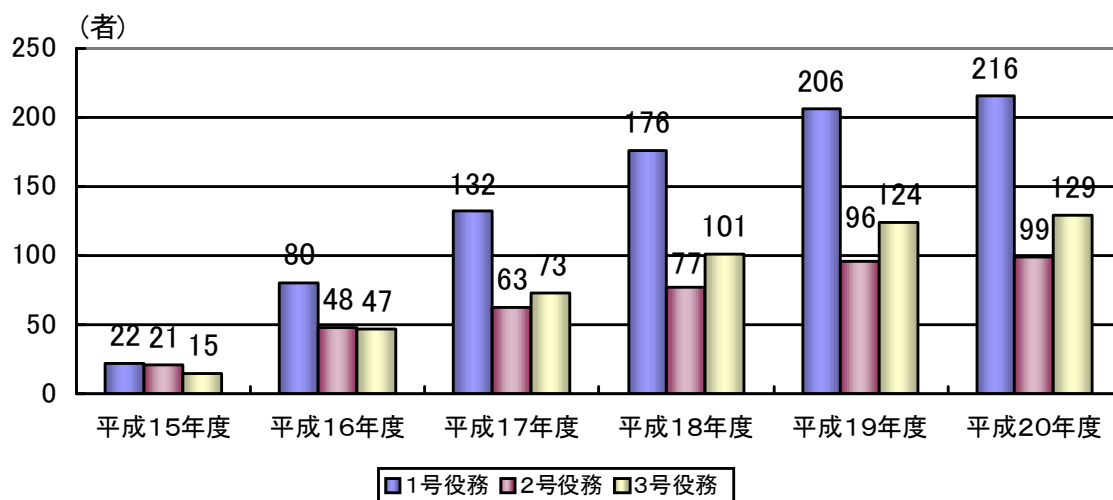
役務提供区域	全体	役務別※		
		1号役務	2号役務	3号役務
全国	42(16%)	21(10%)	—	39(30%)
複数都道府県	56(21%)	46(21%)	6(6%)	32(25%)
同一都道府県	164(63%)	149(69%)	93(94%)	58(45%)
合計	262(100%)	216(100%)	99(100%)	129(100%)

※複数役務に参入する事業者がいるため、特定信書便事業への参入事業者数とは一致しない。

3 参入事業者の提供役務

- (1) 平成20年9月1日現在で1号役務への参入事業者数が216者と最も多く、次いで3号役務129者、2号役務99者の順(図表1-3-1)。

図表1-3-1 役務別参入事業者数*の推移(年度別累計)

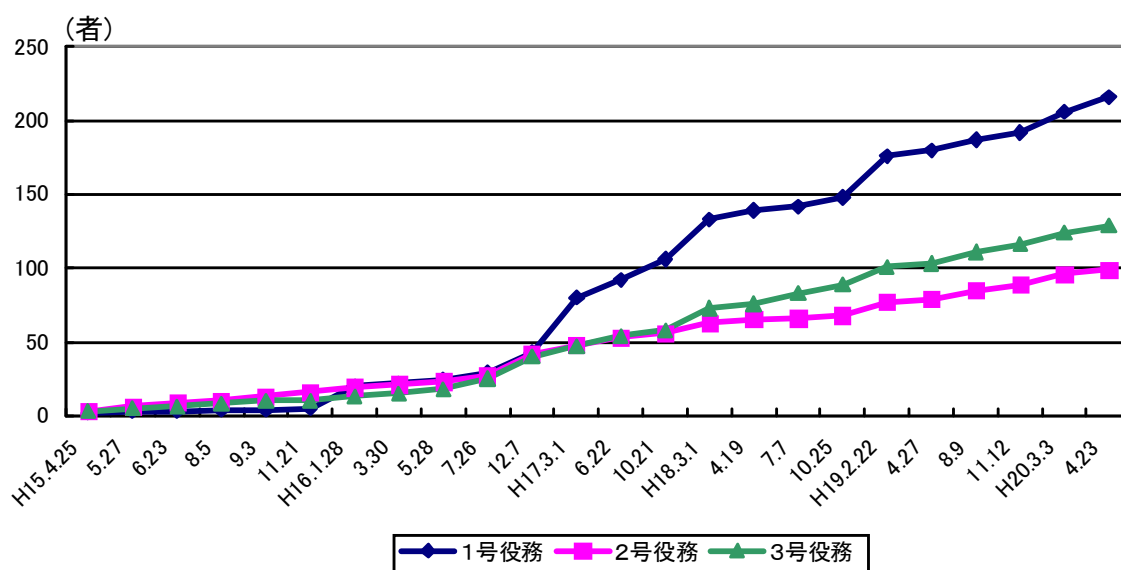


*複数役務に参入する事業者がいるため、特定信書便事業への参入事業者数とは一致しない。

- (2) 各役務の参入事業者数は平成16年12月7日まではほぼ同数。

平成17年3月1日から1号役務の許可を取得する事業者が増加。これは、平成17年度から1号役務による公文書等集配業務を特定信書便事業者に委託する地方公共団体が増加したため(図表1-3-2)。

図表1-3-2 役務別参入事業者数*の推移(許可日別累計)

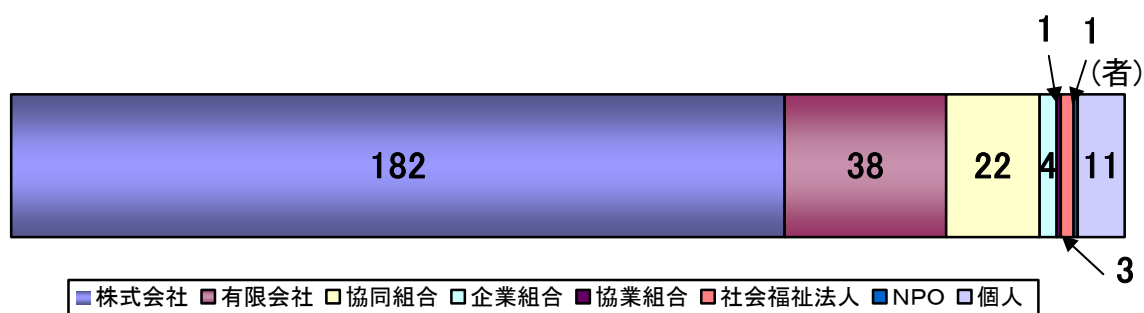


*複数役務に参入する事業者がいるため、特定信書便事業への参入事業者数とは一致しない。

4 参入事業者の経営形態

(1) 経営形態においては、会社形態（株式会社及び有限会社）が220者と84%を占める。また、協同組合等の組合形態27者（主に県単位の赤帽軽自動車運送協同組合が参入）、個人が11者となっている。その他、社会福祉法人3者、NPO法人1者がそれぞれ参入（図表1-4-1）。

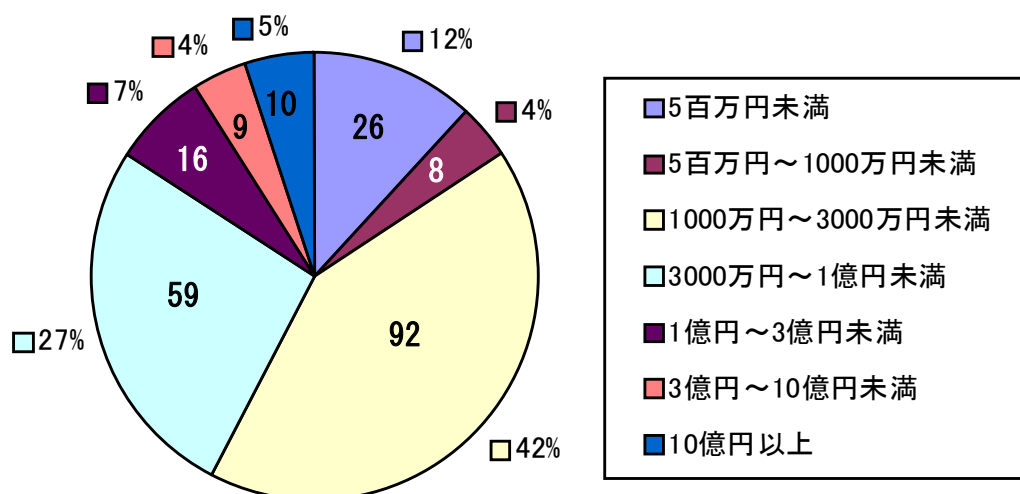
図表1-4-1 参入事業者の経営形態



(2) 会社形態の参入事業者を資本金規模別に見ると、概ね85%が1億円未満の会社であり、中でも1千万円以上3千万円未満の会社の割合が一番多く、会社形態の参入事業者の42%程度を占める（図表1-4-2）。

図表1-4-2 参入事業者（会社形態のもの）の資本金規模

資本金	5百万円未満	~1千万円未満	~3千万円未満	~1億円未満	~3億円未満	~10億円未満	10億円以上	合計
会社数	26 (12%)	8 (4%)	92 (42%)	59 (27%)	16 (7%)	9 (4%)	10 (5%)	220 (100%)



Ⅱ 特定信書便事業の取扱実績

1 特定信書便引受通数等の推移

(1) 平成19年度は、総引受通数約383万通（対前年度約1.1倍）、売上高は約29億円（対前年度約1.3倍）と増加（図表2-1-1）。

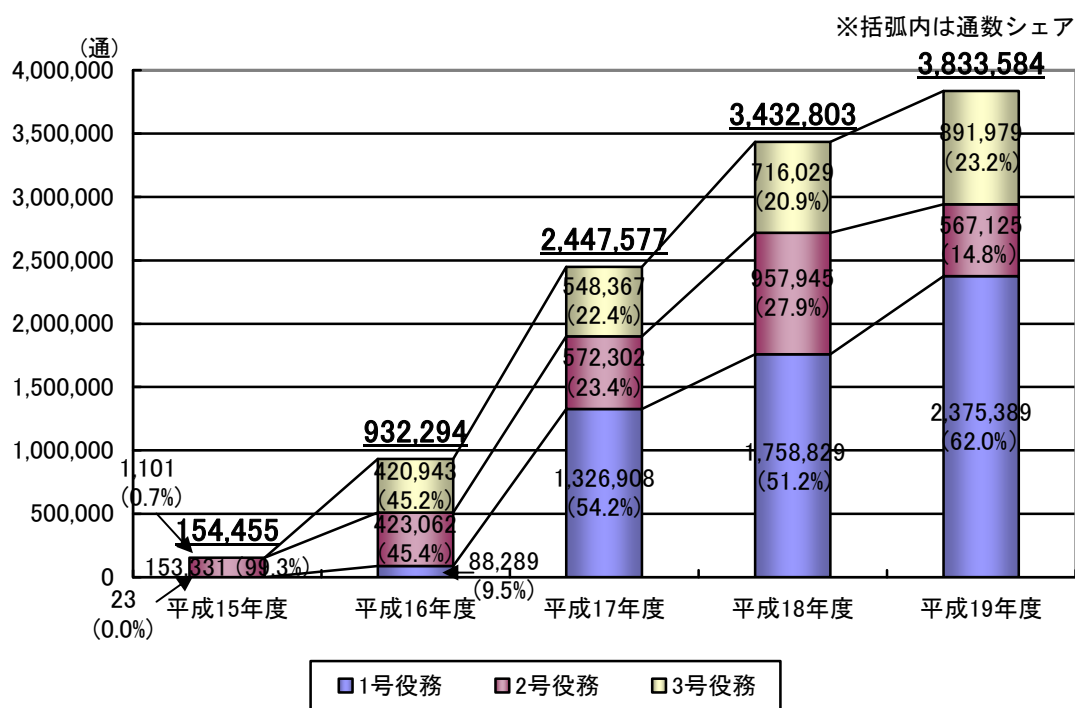
図表2-1-1 特定信書便引受通数及び売上高の推移

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
提供事業者数	20者	71者 (355.0%)	128者 (180.3%)	181者 (141.4%)	228者 (126.0%)
引受通数	15万通	93万通 (620.0%)	245万通 (263.4%)	343万通 (140.3%)	383万通 (111.7%)
売上高	2,600万円	5億円 (1,980.8%)	12億円 (230.5%)	22億円 (186.7%)	29億円 (131.5%)

※（ ）内の数値は対前年度比

(2) 平成19年度の総引受通数に対する各役務の占める割合は、1号役務が62%と最も高い。次いで3号役務（23%）、2号役務（15%）となる（図表2-1-2）。

図表2-1-2 役務別特定信書便引受通数の推移

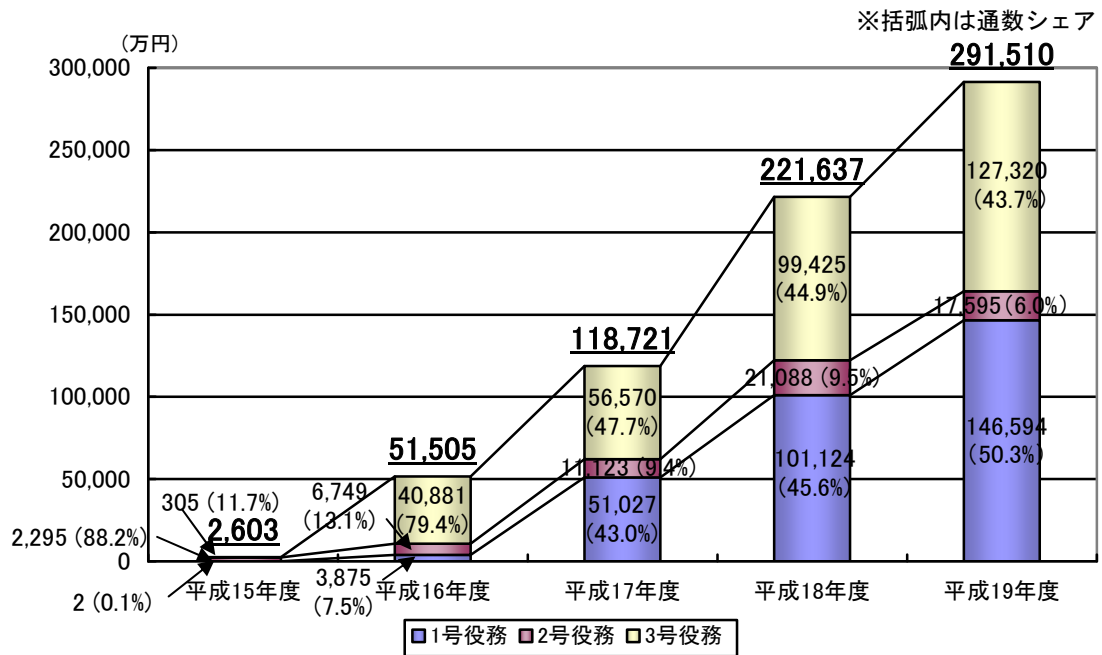


(3) 平成19年度の総売上高に対する各役務の占める割合は、1号役務が50%、次いで3号役務(44%)、2号役務(6%)となっている(図表2-1-3)。

総引受通数が3号役務の約2.7倍あった1号役務は、売上高で見ると3号役務とほぼ変わらない状況。これは、3号役務の1通当たりの単価が高いため。

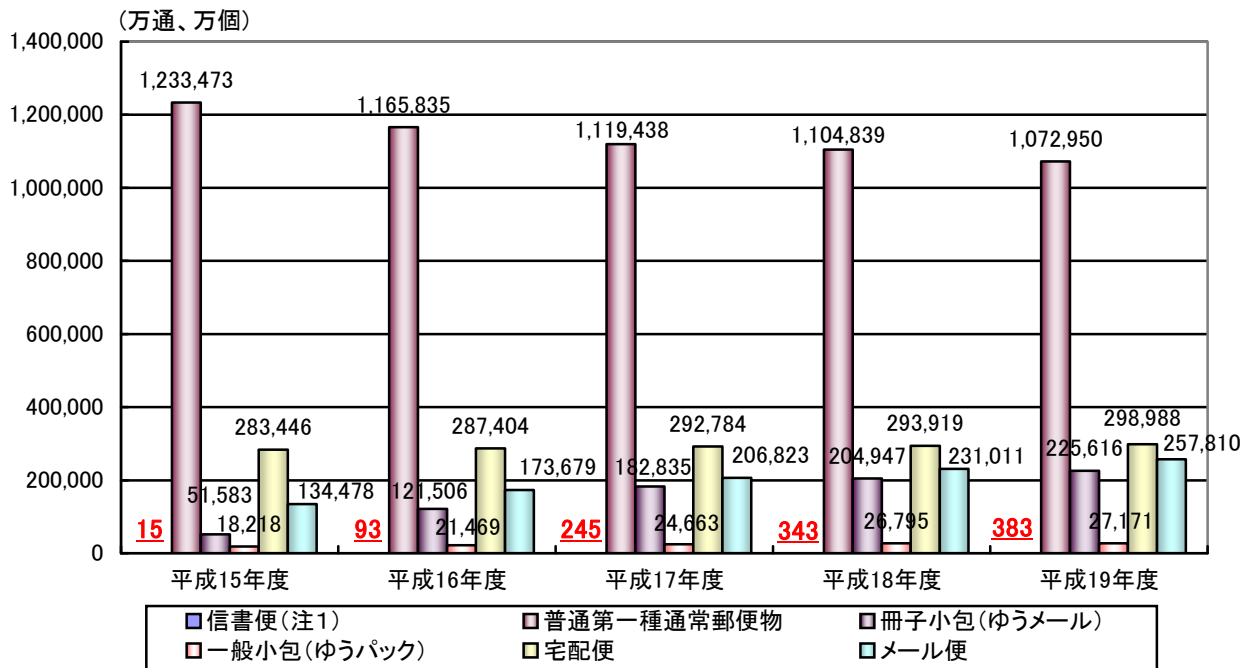
※各役務の売上高を引受通数で除した1通当たりの料金は、1号役務617円、2号役務310円、3号役務1,427円。

図表2-1-3 役務別特定信書便売上高の推移



(4) 他の信書(郵便物)・貨物配達サービスと比較すると、特定信書便事業の引受通数は依然、取扱いが少ない状況(図表 2-1-4)。

図表 2-1-4 他の信書(郵便物)・貨物配達サービスとの引受通数比較



(注1) 信書便の引受通数は、赤字で各年度の左端に表示。

(注2) 出所：日本郵政公社 2007. 9、日本郵政グループ ディスクロージャー誌 2008、国土交通省「平成19年度宅配便等取扱実績について」

2 事業者別の引受けの状況

(1) 平成19年度に事業を行っている事業者は228者、そのうち引受実績があった事業者は119者(52%)、なかった事業者は109者(48%)(図表 2-2-1)。

図表 2-2-1 役務提供事業者数と引受実績の有無 (者)

	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
役務提供 事業者数	20		71		128		181		228	
	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
	12	8	40	31	63	65	91	90	119	109
	60.0%	40.0%	56.3%	43.7%	49.2%	50.8%	50.3%	49.7%	52.2%	47.8%

(注) あり：引受実績あり、なし：引受実績なし

(2) 平成19年度の総引受通数のうち上位5者が占める割合は45%。平成18年度の58%と比較すると、その占有率は低下(図表2-2-2)。

図表2-2-2 特定信書便総引受通数における上位5者の占有率 (通)

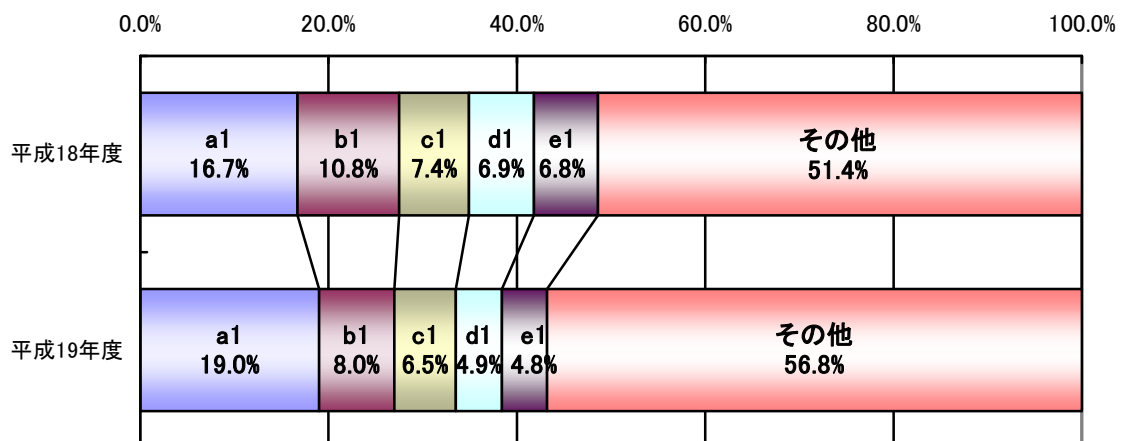
	平成18年度	平成19年度
総引受通数	3,432,803	3,833,584
上位5者の引受通数	1,989,146	1,733,073
上位5者の占有率	57.9%	45.2%

(3) 上位5者の占有率を役務別に見ると、以下のとおり。

① 1号役務

1号役務における上位5者の占有率は、平成18年度49%から平成19年度43%にやや低下(図表2-2-3)。

図表2-2-3 引受通数に占める上位5者の占有率 (1号役務)



(千通)

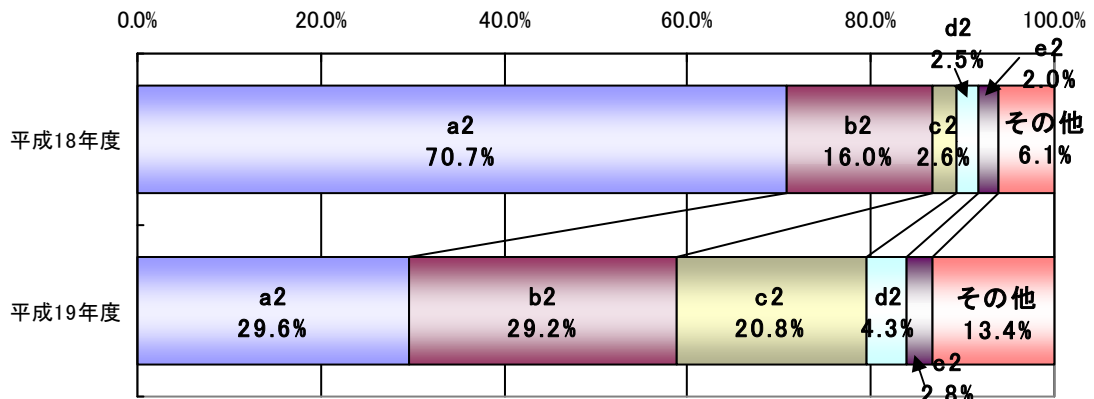
	a 1	b 1	c 1	d 1	e 1	全体
18年度	293	190	130	121	120	1,759
19年度	452	190	153	117	115	2,375

② 2号役務

2号役務における上位5者の占有率は、平成18年度93.9%から平成19年度86.6%に低下。

平成18年度に70.7%を占めていたa2は、引受通数の大幅な減少により、占有率を29.6%と低下させた(図表2-2-4)。

図表 2-2-4 引受通数に占める上位5者の占有率（2号役務）



(千通)

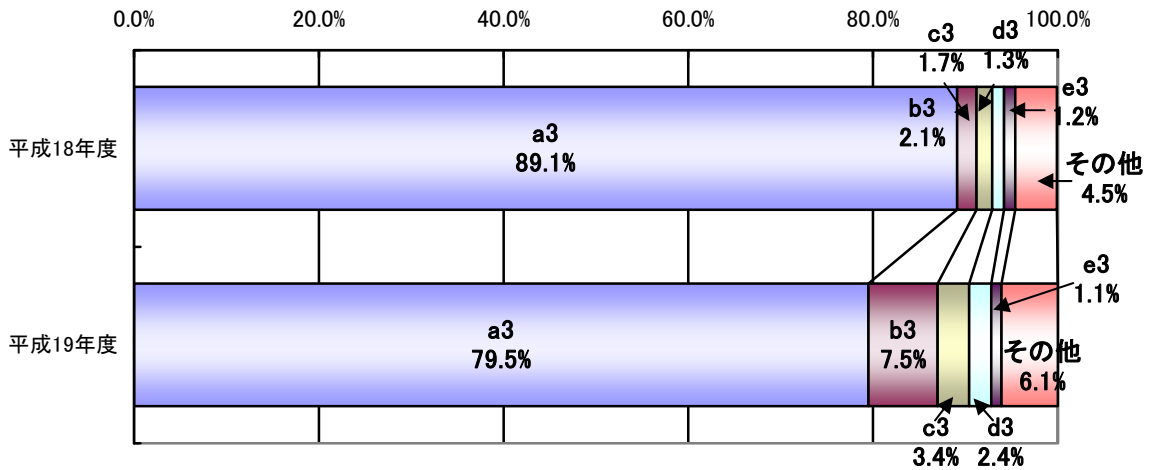
	a 2	b 2	c 2	d 2	e 2	全体
18 年度	678	153	25	24	20	958
19 年度	168	166	118	24	16	567

③ 3号役務

3号役務における上位5者の占有率は、平成18年度96%から平成19年度94%に微減。

平成18年度に89.1%を占めていたa3者は、平成19年度79.5%と占有率を低下させた(図表2-2-5)。

図表2-2-5 引受通数に占める上位5者の占有率(3号役務)



(千通)

	a 3	b 3	c 3	d 3	e 3	全体
18年度	638	15	12	10	9	716
19年度	708	67	30	21	10	891

3 会社規模別の引受実績

会社規模（資本金）別にみた引受実績は、下表のとおり（図表 2-3）。

引受実績は、同程度の規模の会社で多寡が見られるものの、会社規模が大きくなるにつれて 1 万通を超える事業者の割合が増加する傾向が見られる。

図表 2-3 会社規模と引受実績 (者)

会社規模	実績なし	～百通以下	～5百通以下	～1千通以下	～5千通以下	～1万通以下	～5万通以下	～10万通以下	～20万通以下	20万通超	合計
個人等 ^{※1}	5	2	3	0	2	0	2	0	0	0	14
	35.7%	50.0%					14.3%				
協同組合等 ^{※2}	18	0	0	0	2	0	4	0	1	0	25
	72.0%	8.0%					20.0%				
～5百万円未満	8	2	2	1	2	4	2	0	1	0	22
	36.4%	50.0%					13.6%				
～1千万円未満	3	0	0	0	1	0	1	0	0	0	5
	60.0%	20.0%					20.0%				
～3千万円未満	46	4	3	3	8	5	11	1	1	0	82
	56.1%	28.0%					15.9%				
～1億円未満	21	0	4	1	4	4	11	5	1	0	51
	41.2%	25.5%					33.3%				
～10億円未満	6	0	0	0	2	2	7	0	2	1	20
	30.0%	20.0%					50.0%				
10億円超	2	0	0	0	1	0	4	0	1	1	9
	22.2%	11.1%					66.7%				
合計	109	8	12	5	22	15	42	6	7	2	228
	47.8%	27.2%					25.0%				

※1 NPO及び社会福祉法人を含む。

※2 企業組合及び協業組合を含む。

Ⅲ 信書便事業者の経営状況

平成19年度の経営状況は、営業報告書を提出した特定信書便事業者221者について取りまとめた。

1 営業収支

信書便事業以外の事業を含めた事業者の会社全体の売上高は、事業者が大手運送会社から個人事業者まで幅広く存在することから、1000万円未満から100億円を超える範囲まで多様(図表3-1-1)。

また、営業収支については、黒字148者(67%)、赤字73者(33%)となっている(図表3-1-2)。

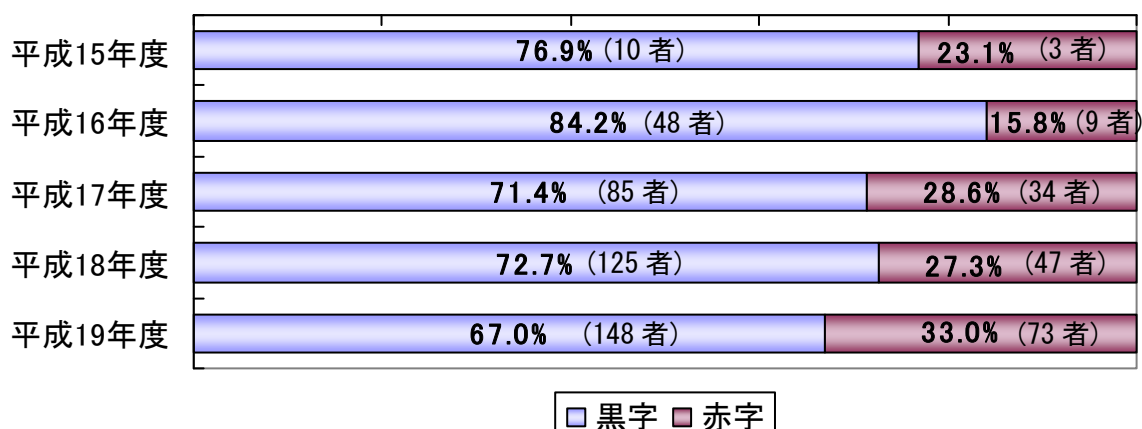
※平成18年度のトラック運送事業における営業収支は、黒字47%、赤字53%。

図表3-1-1 会社全体売上高別の事業者数 (者)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
事業者総数	13 (100%)	57 (100%)	119 (100%)	172 (100%)	221 (100%)
1000万円未満	2 (15.4%)	2 (3.5%)	2 (1.7%)	4 (2.3%)	7 (3.2%)
1000万円～1億円未満	2 (15.4%)	10 (17.5%)	18 (15.1%)	27 (15.7%)	40 (18.1%)
1億円～5億円未満	4 (30.8%)	19 (33.3%)	38 (31.9%)	52 (30.2%)	61 (27.6%)
5億円～10億円未満	0 (0.0%)	9 (15.8%)	15 (12.6%)	26 (15.1%)	34 (15.4%)
10億円～100億円	3 (23.1%)	12 (21.1%)	30 (25.2%)	42 (24.4%)	53 (24.0%)
100億円以上	2 (15.4%)	5 (8.8%)	16 (13.4%)	21 (12.2%)	26 (11.8%)

図表 3-1-2 会社全体営業収支別の事業者数（営業損益）

(%)



2 他に行っている事業及び全体の収益に占める信書便事業の割合

事業者は全て信書便事業とその他の事業を兼業。そのほとんどが、道路貨物運送業を行っている。

15年度（13者）、16年度（57者）、17年度（119者）、18年度（172者）、19年度（221者）について、各年度とも、総売上高に対する信書便事業収入の占める割合は総じて低い。平成19年度で見ると10%未満の事業者が205者（93%）となっている（図表3-2）。

図表 3-2 全体の売上高に占める信書便事業の割合

(者)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
100%	0 (0.0%)	1 (1.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50%以上～100%未満	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)	2 (1.2%)	4 (1.8%)
10%以上～50%未満	1 (7.7%)	1 (1.8%)	3 (2.5%)	4 (2.3%)	12 (5.4%)
1%以上～10%未満	1 (7.7%)	9 (15.8%)	14 (11.8%)	31 (18.0%)	41 (18.6%)
0～1%未満	6 (46.2%)	20 (35.1%)	41 (34.5%)	52 (30.2%)	61 (27.6%)
0%（信書便の引受実績なし）	5 (38.5%)	26 (45.6%)	60 (50.4%)	83 (48.3%)	103 (46.6%)
合計	13 (100%)	57 (100%)	119 (100%)	172 (100%)	221 (100%)